

○舞鶴市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の施設又は市が実施する事業等（以下「対象施設等」という。）の愛称を決定する権利を民間事業者等に付与することにより、民間事業者等の地域貢献及び広告の機会を拡大するとともに、施設の魅力の向上及び市の財政の健全化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 対象施設等について、その全部又は一部に使用する愛称を命名する権利をいう。
- (2) 民間事業者等 法人又は事業を営む個人をいう。
- (3) ネーミングライツパートナー 市との契約によりネーミングライツを付与された民間事業者等をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）にネーミングライツを付与し、当該パートナーからその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得ることをいう。

(基本原則)

第3条 市長は、対象施設等の設置目的に支障を生じさせない範囲においてネーミングライツ事業を実施するとともに、対象施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 ネーミングライツ事業により市が得たネーミングライツ料については、当該ネーミングライツ事業の対象施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てるものとする。
- 3 ネーミングライツの付与期間は概ね3年から10年とし、利用者の混乱を避けるため、原則として当該付与期間内の愛称変更は認めないものとする。また、更新については既存民間事業者等に優先交渉権を付与するものとする。
- 4 ネーミングライツ事業の期間中は、対象施設等の名称として愛称を使用するものとする。ただし、必要に応じて条例、規則等に規定する当該対象施設等の名称を使用することができるものとする。

(契約の相手方としない民間事業者等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する民間事業者等は、パートナーとなることができない。

- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらに類するもの
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中のもの
- (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (5) 公的機関・行政機関から入札参加停止（指名停止）を受けているもの
- (6) 市税を滞納しているもの
- (7) その他市長が適当でないと認めるもの

(愛称の表記方法)

第5条 パートナーが決定する愛称の表記方法は、対象施設等の設置目的にふさわしく、市民及び対象施設等利用者に親しみやすく、分かりやすいものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (4) 反社会的若しくは政治的な主義若しくは主張を含んだもの又はそのおそれがあるもの
 - (5) 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの
 - (6) その他市長が特に適当でないと認めたもの
- 2 前項に定めるもののほか、愛称の表記方法は、ネーミングライツ事業を実施する対象施設等ごとの募集要項に定めるものとする。

(パートナーの募集)

第6条 市長は、対象施設等、希望価格、契約期間等の募集条件、応募方法並びに導入時及び契約満了時の役割分担その他パートナーの募集について必要事項を定め、原則として公募により民間事業者等を募集する。

(応募資格等事前審査)

第7条 応募者が募集要項の応募資格を満たしていること及び提案された愛称案が募集要項の命名条件を満たしていることを確認するため、施設所管課（以下「所管課」という。）において事前審査を行う。

- 2 所管課は、応募者に対して必要に応じて応募の内容についてヒアリングを実施することができ、また追加資料の提出を求めることができる。

(決定)

第8条 市長は、応募に対する採用の可否及び優先交渉者を決定するものとする。この場合において市長は、応募者に対し通知するとともに、当該優先交渉者と契約に係る必要事項について協議を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による協議が整わなかったときは、次点順位の応募者と協議を行うことができるものとする。

(契約)

第10条 市長は、前条第1項の規定による協議が整った場合は、当該優先交渉者とネーミングライツに関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(契約の解除)

第11条 市長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツ事業に係る契約を解除することができる。

- (1) 指定した期日までにネーミングライツ料を納入しないとき。
- (2) 法令に違反し、又はそのおそれがあると市長が認めたとき。
- (3) 社会的又は経済的な信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) 契約に定める内容に違反したとき。
- (5) その他市長が特に適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、パートナーに損害等が生じたとしても、市は、その責めを負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。